

福岡市屋台選定委員会資料の流出事案①

<概要>

- 昨年4月頃、屋台営業者A（今回の応募者）は、日頃より同じエリアの屋台営業者Bに屋台公募に係る不安を相談していたが、Bの配偶者が市議会会派Cの事務員をしていた関係で、その紹介により所属議員に相談に乗ってもらった（5月または6月に2度目の相談を行った）。
- 8月22日17時過ぎ、Bの配偶者が、屋台設営中の屋台営業者Aを訪ね、『資料が手に入ったので参考になれば。』と屋台選定委員会委員への事前説明資料を渡した。
- 屋台営業者Aは、渡された資料を見て、現在自分が営業している場所が公募場所に指定されていない事を知り、すぐに、組合長(当時)へ電話で相談を行った。
- 8月23日夕方、組合長(当時)が、市にぎわい振興課へ『屋台選定委員会資料を持っている組合員がいるがいいのか？資料は、市議会会派Cから入手したと言っている。』という旨の電話連絡をし、市は回収を依頼した。
- 8月24日午前1時過ぎ、組合長(当時)が、屋台営業者Aから資料を回収した。
- 8月24日午前9時30分から、第1回屋台選定委員会を開催し、市及び委員長から、屋台選定委員会委員の守秘義務について、あらためて注意を促した。

福岡市屋台選定委員会資料の流出事案②

<概要>

- 11月21日、第2回屋台選定委員会を開催し、応募者の中に失格要件である市税の滞納者及び未申告者がいたため、当該応募者10名を失格にすること等を決定した。
委員会では、商業エリア、観光スポットエリアごとに、すべての応募者の申請書の閲覧が可能であった。(ただし氏名は黒塗り)
- 11月22日、市議会議員Aから、市にぎわい振興課へ、上記失格要件該当の応募者Bについて、疑義がある旨の問い合わせがなされた。(失格者への失格通知書は、11月24日付け発送であり、この時点で応募者Bは知る由がない。)
- 市での調査の結果、この応募者Bは市税ではなく、延滞金のみの滞納であったため、屋台選定委員会に報告し、失格とせずに取り扱った。また、市から、屋台選定委員会で情報流出事案を示し、屋台選定委員会委員の守秘義務について、強く注意を促した。

福岡市屋台選定委員会資料の流出事案③

<概要>

- 11月21日 第2回屋台選定委員会開催
- 11月23日 「B新聞朝刊」に、第2回屋台選定委員会における非公開情報が掲載（1次審査通過者数等の選考状況）
- 12月9日 第3回屋台選定委員会開催。
市から、情報流出事案を示し、屋台選定委員会委員の守秘義務について、強く注意を促した。
- 12月10日 「B新聞朝刊」に、第3回屋台選定委員会における非公開情報が掲載（2次選考通過者数、合格者の経歴など）